



～18歳からの「君ならどうする？」～
若年者のための消費生活サポート情報



第35号
2024. 3. 25

購入した中古車に不具合があったが、 保証対象外といわれてしまった・・・

事例

販売店から中古車を購入して、すぐに不具合が発覚した。販売店へ苦情を入れると、車検を通して納車している、現状販売（保証なし）なので対応できないといわれてしまった。（20代 男性）



©KANAGAWA2013

一言アドバイス



北海道消費者
教育PRキャラクター
「ちえ子さん」

- 現状販売の条件で契約した場合でも、通常の経年劣化や自然損耗とはいえない欠陥や不具合があれば、契約内容と違う商品を引き渡したと判断され、契約不適合責任に基づき、販売店に無償修理等を求めることができます。
- 車の購入に関しては、自動車公正取引協議会などの業界団体に相談することができます。
- 中古車を購入する際は、保証や修復歴の有無、過去の点検整備記録があるかなどを確認し、慎重に選びましょう。

- サポート情報のバックナンバーはこちらから
～18歳から大人～若年消費者のための特設ページ
URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html>



困った時はひとりで悩まず相談しましょう！
北海道立消費生活センター 受付時間 平日／午前9時～午後4時30分

相談専用電話 ☎ 050-7505-0999

消費者ホットライン※ ☎ 188（「嫌や！」泣き寝入り）

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

北海道消費者
教育PRキャラクター
「かしこしか」

